

インタビュー — 移行申請の今を知る —

# 高知県の移行申請・審査の現状

移行申請が始まって間もなく4年が経過しているが、いまだ申請状況は思わしくない。そこで本誌では、今、審査の最前線にいる高知県公益認定等審議会会長の橋本誠氏に現状と展望を伺った。インタビューをしていただいた出井信夫氏ご自身も山形県公益認定等審議会の委員長代理を務めていることから、委員の考えや思い、審査の動向など、移行申請前の法人にとって有益な情報が両氏の間で語られた。



(左) 橋本誠 (はしもと・まこと)

橋本誠公認会計士事務所所長。公認会計士。高知県公益認定等審議会会長。高知県産業振興推進総合支援事業費補助金審査会事業審査アドバイザー。高知市包括外部監査人等を歴任。

(中央左) 出井信夫 (いでい・のぶお)

東北公益文科大学大学院教授。山形県公益認定等審議会委員長代理。経済学博士。第3セクター研究学会会長。著書に『自治体の外郭団体・出資法人の公益認定』他。

(中央右) 山岡正文 (やまおか・まさふみ)

高知県総務部法務課課長補佐

(右) 次田昌弘 (つぎた・まさひろ)

高知県総務部法務課法務課長

## 高知県の移行現状

**出井** 内閣府が毎月末現在で公表している「新公益法人制度における全国申請状況(速報版)」は、申請件数とそれに占める行政処分件数の累積数を内閣府と都道府県別に示されたものです。そこで、まず高知県の公益認定等審議会(以下「審議会」という。)ベースで知事に答申した状況からお訊ねします。審議会の知事への答申状況を頂戴した資料で拝見しますと、その後若干数字は動いているかと思いますが、7月末現在では80法人となっており、その内訳は一般法人への移行が23件、公益法人への移行が57件です。移行した80法人の主な事業分類はどのようになっているのでしょうか。

**橋本** 認定・認可を含めて移行した法人の事業分野別の主だったものは、「シルバー人材センター」が12、「事業者団体・同資格者団体」が12、「県出資法人」が17で、同じよう

な団体が数としては多いようですね。特に県の出資法人が多いのは、他に先駆けて早々と移行申請をしたことが背景にあると思います。

**出井** 私がこれまで取材した都道府県は北海道と福島県の2件だけですが、県等の出資法人はそれほど多くなかったように記憶しています。私が関わっている山形県でも、実は県出資法人はそれほど多く申請が出されてはいません。それからすると、高知県の場合は珍しいケースかなと思ったわけです。

**橋本** 高知県は全体としてまだ申請が低調ですので、割合として県出資法人が目立っているという印象が強いのではないのでしょうか。

**出井** すでに認定又は認可を受けた法人も含めて、移行申請法人数は県全体でどのくらいの数になりますか。

**橋本** 特例民法法人約300件の37%に相当する111件と聞いています。

**出井** 山形県も350前後で、そのうちの申請法人数が7月末でやっと140を超えた段階で

す。そういう点では、全国的にはまだ出遅れているという印象を受けています。審議会とは若干観点は違うかと思いますが、県の出資法人が他のグループに比較して先行的に申請を自主的にしているという点について、検討されている委員会などがあるのでしょうか。

**橋本** 委員会とおっしゃるのは、当県にあるかということでしょうか。

**出井** 例えば、出資法人に対する経営評価を行う委員会です。審議会とは直接には関係ないと思いますが、そういう委員会などを過去に設置されて議論されたことはあるのでしょうか。

**高知県（次田）** 公社等改革推進会議を県庁の中に設置しております。ご存知のように、当県も以前から公社が数多くありまして、これを見直す検討をこの10年ほど行ってきました。今回の移行に伴って公社をどうするかを審議会に諮る前に、必ず公社等改革推進会議で、各所管課がこの法人をどういう方向性で存続させるのかについて議論し、承認を得て、その中で一般法人に移行するか公益法人に移行するか、もしくは解散するという方向性を検討したうえで審議会に上げています。

**出井** 山形県にはそういう委員会がないようです。実は私、前職の大学のいきさつから、新潟県が設置した県出資法人経営評価委員会をいまだにお手伝いしていますが、その委員会ではこれまで県出資法人の経営評価という面や経営改善を図るという観点を中心に議論していました。新公益法人制度（以下「新制度」という。）が後から創設されたものですから、新潟県では新制度について、委員会は公益認定等審議会とは別に議論するという形で、若干ちぐはぐな面はありましたが、県の出資法人という観点から一元的に議論しました。その意味でも、高知県の出資法人が数として多く申請されている点は、珍しいなと

思ったわけです。

**高知県（次田）** 公社等改革推進会議は副知事がトップです。副知事から、各法人に対して存続するつもりであれば新制度に乗った形の移行申請を早急に——具体的に言うと、ほとんどの公社は平成23年度中に申請するようという強い指示もあって、先ほどの話のように、多くが申請をしてきたという背景があります。

## 判断に迷うケース

**出井** 審議の途中で判断に困った問題の1つに民間との競合がありますが、指定管理者制度との関係などから、事業分野的に問題が生じているというような議論はございましたか。

**橋本** 最初の頃は、申請法人の事業が民間と競合していることが論点になっていましたね。似たような事業を行っている法人が民間と違うところは何か。民間と競合するような事業を行っていたら、それは公益法人とは言えないのではないかという話がありました。その場合には、民間とどこが違って、どういったところに公益性があるか、そこにポイントを絞って説明を聴いたうえで認定をしたケースはあります。民間との競合以外では指定管理者制度も同じですが、指定管理を受けているということだけでは、それ自体に公益性を認めるか否かという議論ですね。

## 申請から答申までの流れ

**出井** 申請に対する基本的な事務処理と申いましょうか、私も山形県の審議会委員ですが、審議会に諮問が上がってきた段階でしか分からないのです。申請者側からすると申請前の段階で担当事務局と相談して、審議会の答申が得られるまでが事務処理の期間として認識されていると思います。そして、申請から答申までの期間がかなり長いというような印象

を持っている法人もあるようです。

**橋本** その辺の事情は事務方が詳しいと思います。私自身もどの程度の期間が掛かって審議会に諮問されてくるのか、よく存じ上げていない。まず窓口の担当課に申請書類が提出されて、事前に見ていただいて、そこをパスしたら法務課に書類が回って、そこでまた修正箇所があれば修正を要請するという経緯を辿りますから、提出から答申までに長くて半年くらい掛かっていると伺いました。

**出井** 1回で通るか通らないかはともかくとして、審議会でも数回にわたって議論したというような場面もかなりあるのではないのでしょうか。

**橋本** すんなりパスする法人は短期間で認定されるのですが、中には何回も議論の対象になる法人があります。県の出資法人で、いわゆる行政からの委託事業です。この場合はいろいろと問題を抱えていますので何回も審議会に諮問されています。

**高知県（次田）** 正式ではないですが、懇談会も含めた形の委員の方々との協議はそれなりに相当の回数を重ねていますね。

**橋本** 確かに懇談会という形式で何回か議論をしたことはあります。そういう特定の法人についての審議には時間が掛かっているという状況でした。

**出井** 実は山形県のケースでも、内容を含めて、理事の報酬が高過ぎるのではないかと、幾つか疑問点が出されて、3回ぐらい議論をしてそのまま持ち越された例もあります。もう少しこの箇所はつきりさせていただきたいとか、これは違うのではないかと審議会委員から意見が出されたりして……。審議で気付いた点は、審議のやり難さと言いましょ。うか、申請法人の担当者がその場で説明してくだされば、委員の質問にも直ぐ答えられると思いますが、そうでない形式で県の事務方

が説明するのでから想定外の、予定されていない質問をされると即答できなかつたり、趣旨が上手く説明できなかつたりで、時間ばかり掛かって何回も審議を繰り返すというケースがございました。

### 申請書に書いていること以外は分からない

**橋本** 法務課も各所管課も、定形的な質問事項については事前に調べていただいて、審議会の場で回答してくださるので、その点は非常に良く事前の準備をされているという印象を私は持っています。もちろん、中には一度持ち帰るということもありますけれど。



**出井** その辺りのところは、申請側の法人には随分と敷居が高い、慎重過ぎるのではないかなどの印象を持たれてしまっているのかなと思ったわけです。実は、私は地元のある法人からいろいろ相談されたときに申し上げたのですが、法人の方が審議会の後ろの席に坐って、委員との質疑応答をするようなスタイルの審議をしているわけではないのだから、

申請の際には事前に県の担当者にきちんと分かるようにお話をしておかないと、その意図が伝わりませんよ、とアドバイスした。すると、法人の方から「申請書類に書いた文章の行間を読んでもらえないのですか」と逆に質問されましたが、書いてある内容以上のことは私たちには理解できない。申請法人に必要なことは、提出書類の分量は多くなるかもしれないけど、事業活動の歴史的経緯を含めて、これまでの法人のいきさつを正直に書いていただいた方がベターであることは確かです。

その辺は知っているはずだと勝手に考えて書くべきことを省略すると、私たちには書いてあること以外はなかなか読み取ることができないし、まして「行間から意味を汲み取ってくれ」と言われても、それは無理というものです。県の担当者もうっかり説明を飛ばしてしまうことだってあるでしょう。書いてなければ委員に意図は正確に伝わりません。おそらく法人の担当者も県と事前に相談を行っておけば、そういう話も伝わると思うのですが、自分のところでとめておいて、あそこで誰かが斯く斯くしかじか言われたからもう少し様子を見ておこうとする。このような背景から徐々に申請の時期が遅れているのが実態ではないでしょうか。スケジュールからすると、今後の申請の進捗状況は……。

橋本 確かに今までは進んでいなかったことは事実です。それが、昨年から少しずつ申請が増えてきて、前年度末、つまり今年の3月末近くの件数は相当多かったように記憶しています。ところが年度が改まった4月から申請件数が減っている。これは平成23年度の決算書類を用いて申請書類を作成することになるので、それで件数が今のところ少ないわけですが、また9月、10月からは増えてくると思います。これまで審議会は概ね月1回のペースで開いてきましたが、10月以降は月

2回となっていますね。

出井 今のお話ですと審議会は月1回とのことですが、今年の1月から3月に掛けては、月2回とお聞きしましたが……。

橋本 その時期は確かに2回開いたと思います。どうしても4月1日に移行登記を希望する法人がありましたのでね。

出井 実は、山形県でも昨年の10月頃から月2回やらないと間に合わなくなってきました、先生が言われたのと同じ事情で。年度末が近づくにつれて、もうこれ以上は審議できないということになり、県の担当者が申請を断ったと聞いています。審議委員がサボっているのではないかって言われても、月に3回の審議会開催はとても無理かと思います。月2回ですら実際のところいささかしんどい。個人的なことで恐縮ですが、大学が酒田・鶴岡の庄内地域にあり、この地域は山形でも海沿いにあります。他方、山形県庁は内陸部にあるので、私の場合は審議会に出席するのに往復するだけで1日取られてしまう。審議会のために2日を費やすことになりますから、他の日程との調整が難しい。

## 県出資法人が指定管理者となっている場合

出井 先ほどの話で触れた指定管理者制度との関係になるかと思いますが、山形県にも県出資の法人が指定管理を受けているケースが結構あります。事例がまだ少ないので論点整理には至っていないのですが、高知県の場合には県や市町村の出資法人がすでに17件も移行した中で、指定管理を受けている法人は、どのぐらいの割合になるのでしょうか。

橋本 この7月末現在で11法人ですね。すべて公益認定を受けております。

出井 その際の留意点について、どのような議論がなされたのか伺えますか。

橋本 指定管理を受けているからと言って、

それが直ちに公益性ありということにはならない。指定管理を受けている業務・事業が、その法人の公益目的を達成するために付随するとか、そういう話でしたら事務方で指定管理の場合の論点表を作成していただいていますので、その論点表を基にして公益性に問題がないかどうかを確認しています。

**出井** 山形については県のケースではなくて、市が関わっている場合です。指定管理者も含めてのことですが、年度末の決算で法人に余剰が生じたら、市にその余剰金を戻させる返還方式を採っているとの説明があり、決算時には法人と市との間で精算することが審議会でも報告された。私は、先生の今の話でふっと思ったのは、指定管理の公益性と余剰金の返還は趣旨が違うのではないかという点です。県や市が部局で予算が余ったら、その余りを次年度に繰り越すかどうかといった話であれば、それはそれで理解できますが、少なくとも市との契約で余剰金を返還するという精算行為については納得しかねる部分が私にはある。違法とまでは言わないけれども、脱法行為に近いのではないかと疑義を呈したことがあります。

**橋本** それは委託の場合ですか。

**出井** ええ。いまだにそういうケースが残っているのかと、私も実はびっくりしたわけです。20年ほど前には、東京でも、自治体の外郭団体との間で類似した実態が学会報告で明らかにされました。業務の委託状況を踏まえて、年度末には精算するという報告でした。公益認定の観点からすると、法人の独立性とか公共性の観点と指定管理料に余剰が生ずるか生じないかは、別の問題です。それを清算して戻せというのは趣旨からして違うのではないか。そのような話をしましたが、県の担当者にはその辺の市と法人の契約内容などについては、詳しく分からなかったようです。

## 指定管理で剰余金が生じた場合の取扱い

**橋本** 高知県では、出井先生が話されたような、指定管理のケースで精算するということにはなっていなかったでしたか。

**高知県（次田）** 補足しますと、指定管理にも2つのケースがあります。指定管理業務に伴って収入が上がる施設、つまり普通に運営していれば黒字が計上される施設と、そもそも利潤が生じない仕組みになっている美術館とか体育館のように、入館料や利用料の収入だけでは運営費が賄えない施設の2つの種類があると思います。通常の収入では賄えない法人については、おっしゃるように指定管理の契約の中で精算行為——つまり、運営に当たって人件費も含めて県が概算払いし、年度末で余剰が出たら返してもらうというのが、基本的な指定管理の契約の中で結ばれています。外郭団体で自前の収入だけでは賄っていない法人は、委託費が余れば基本的に返還という精算方式を採っています。

一方、去年のNHK大河ドラマの影響で凄いブームになった坂本龍馬関連の施設のように、収入が増えて多額の黒字を計上した法人であっても、事前の指定管理契約において儲けた分の一部は県にバックすることになっており、バックしない部分についても、その儲けはどう使うのかを県と十分に協議するような形で、当県の場合は指定管理者と県との間で結んだ事前協定の中で厳しい縛りを入れています。おそらく指定管理者にとってこれは一番厳しい。自己努力しても、あまり自分の身に付かないような、そういう厳しい県の指定管理の考え方というのがあります。

ですので、余剰が出れば精算することになると思っていた方がいい。そこは審議会でも議論されていますから、ほとんどの法人もそのつもりでいるでしょう。収支相償の規定

を遵守する以上は、指定管理を受けて黒字がでるのは無理だというのが現状です。

**橋本** そういう意味では独立性は弱いのかもしれないけれど、収支相償は満たされるという話がありましたね。

**出井** ですから、その辺のところをどう解釈していくか、お話をした山形県の市のケースだと、今のご説明のようなことが全然なかったものですから、どうなっているのかなとご見解を伺ったわけです。もう1つは、新法の趣旨からすると、余剰金の精算によって、先生がご指摘されたように法人の独立性、自主性が本当に担保されているのかという疑問や議論が出てくる。

私が考えるのは、余剰が出ればそれはそれで法人の留保金とするか、あるいは他の公益事業へ充当するというでいいのではないかと。逆にこの法律のそもそもの趣旨からすれば、そういう扱いにしていけないと努力しようという法人の姿勢が萎えてしまう懸念があり、問題かなというように感じているのですが……。

**高知県（次田）** そこは県の特別な財政事情がありますので、新制度とは関係なく、県の施設の指定管理者にとっては方針で厳しい取扱いになっている。この点に関して、当県は全く新制度は考慮されておられません。

**出井** そこまでは私も情報が分からなかったものですので、山形県でもやっているのかも分かりません。どこの都道府県の審議会でもこの指定管理については、先生のご指摘のように独立性、自主性と収支相償とをどう見ているか、あるいはどのように評価していくかが議論になりそうだと思います。最近幾つかの法人が公益認定されましたけれど、山形県の審議会でも、そういうことをきちんと整理して、次の人たちに申し送りができるようにしておく必要があるとの話が出始めています。

## 独立性よりも独自性がポイント

**橋本** 高知県の場合は、独立性というよりは法人の独自性の方がポイントになって、議論をしていましたね。

**出井** 確かに今までの県の業務の一環かもしれませんが、かつてよく言われました行政委託型、行政代行型の外郭団体が続々と設立されてきた経緯の中では、あまり独立性のことは問われない。言うならば、県の子会社みたいな感じのやり方で運営されてきたのが実態としてあるかと思います。

**橋本** ある事業を委託するために町が設立した法人であったことから、法人自体に独立性もないし、独自性もないのではないかと、あくまで町の方針に従ってその事業を行っているのではないかとこの見方もあって、これでは公益認定が難しいという議論になったのですが、どうしても公益法人に移行したいという法人の強い意向で、結局は地域情報センター機能強化という公益性を強調していただいて、認定になった法人もありますね。

ですから、法人自体に公益目的事業を行うという意思がないと、ただ単に町とか地方公共団体の代わりに管理運営しているような常態が続くようでは、なかなか公益性を認めることは難しいかもしれません。したがって、主体性とか独自性も確かに必要です。

**出井** 今のお話の続きになるかもしれません。山形県でもこういう例がありました。幾つかの公益的事業を一本化にして、1つの公益目的事業としてまとめてしまったケースでしたが、これではその事業が逆に分かり難くなるのではないかと。必ずしも一本化が望ましいとは限りませんね。

**橋本** 高知県もそういう指導をされているようで、まとめる傾向で申請書類が作成されていることがありました。あまりにもまとめ過

ぎじゃないの？ ということがあったら、これは分けてくださいと要請した。内容を伺って、そういうふうにはしていますが、法人としては楽かもしれないが、何でもかんでも1つにまとめてしまったら隠れてしまう部分もあります。

出井 計算上は……。

橋本 その方が法人にとっては都合がいいように……。

出井 公益目的事業を1本化しても分かるのですが、ちょっとそれは……。

橋本 そうですね。一緒くたに公益目的事業扱いにしたら、多少収益的な部分があっても入れられてしまいますので、法人にとって都合がいいという側面もある。分けてしまうと、分けるという手間が増えてしまうので、まとめた方が法人にとっては楽だということで、法人の希望もあってそうなっていましたね。

出井 10まで分けなさいという話は極端だと思いますが、せめて3つか4つぐらいの、主か従ぐらいの感じで、あとは収益事業なり、その他の事業にする。全部公益目的事業一本というのには違和感があります。その中には様々な内容の事業が含まれているのですから問題がないとは言えません。申請書類に問題があれば、それだけ事務方の書類審査にも時間を要し、答申もずれ込むことになります。

移行期限も残り1年少々の現在、法人側も方向転換して公益認定の申請をしない、公益認定に該当しない共済団体などでもう申請そのものを諦めたところもあるようです。そういう団体は別としても、かなりまだ残っている申請書類未提出の法人に対する手当てとか、対策については特にお考えがございますか。審議会よりも、これは事務局サイドの対応になるとと思いますが、このままですと、申請できなくなる法人がかなり増えそうな気がして懸念しています。

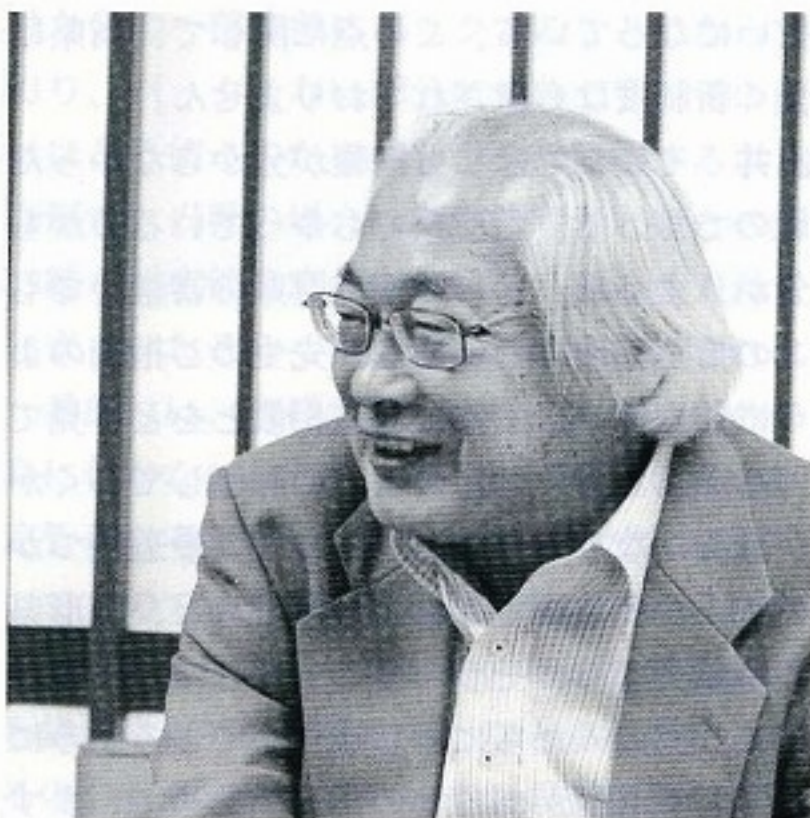
## 移行期限に間に合うか

橋本 県の調査によると、ほとんどの法人が今年度に移行申請する予定ということになっているのですが、必ずしも残りの全部が全部、今年度中に申請するとは限らない。

出井 申請しても保留となって、来年の新しい年度から移行することができないということの意味するのか、あるいは、審査が厳しいために上手く移行できないということでしょうか。

橋本 審議会では、実際に申請書類が上がってきたところで見えています。それまでどういう経緯があったかはあまり知らないのですが、私も仕事上、申請者側に立って申請書類を作成してみました。そのときに担当課にいろいろと質問したり、申請書類の作成の仕方とかを伺ったり、ときには法務課にも問い合わせてみました。そうすると、かなりケアしていただける。申請書類は非常に専門性が高く、書き方が分からない部分もありますから、そこら辺りは担当課がフォローしてくださっているようですね。

出井 そういう場合には、とにかく県に相談に来れば1つのプロセスに乗ると言いましょ



うか、どこが不備かを含めて教えてもらえるのは有り難い話です。にもかかわらず、自分で考えているだけでは書類の作成に手間取るだけで前に進みません。一発勝負で大丈夫だと思っているのは、言い換えれば、法人側の一種の独り善がりの判断があるのではないのでしょうか。学生に提出させる課題レポートも同じです。こちらの提示した課題に対するレポートの内容が見当違いだったことはよくあります。ただ書けばいいという話ではない。そういうギャップが見受けられますね。

**橋本** かなり申請書については担当課の方がフォローしてくださっているので、実際に相談されたらいいと思います。

**高知県（次田）** 補足しますと、4月に全法人に対して申請スケジュールに関しての書類を出させています。具体的にいつ頃に申請するとか、それを各所管課がもらっています。そのスケジュールどおりに作業が進んでいない法人につきましては、所管課から法人に連絡をして、「どうなっていますか、予定ではこの時期に書類が出てくるはずですが、まだ出てきていません」ということを必ず働き掛けていただくよう、特に所管課の担当者と所管課の責任ある立場の方には直接法務課が面談をしまして、それぞれの所管課の移行業務を課の業務として位置づけ、課として所管の法人に対してきちっと対応するように、全課に直接申し入れています。そして、各課の方でスケジュールどおり進んでない法人に対しては連絡をして、どういう状況になっているか、その点をフォローするようにと強くお願いしていますので、いわゆる追い込みと言うか、各法人に対しては徹底されつつあると思っています。

でも、どうしてもできない場合には、場合によっては行政書士に申請書類の作成を依頼するように、というところまで課の方から指



導することも申し添えています。もうあまり時間がありませんので、各所管課から各法人に接触するようにと促しております。

**出井** お話を伺っていて、おそらくそこまでやらないと、法人側の対応だけを待っていたのでは進展しないわけですね。私も学生の対応をされていて、レポートを提出しないということは、単位はもう要らないのだねと、そこまで言っております。

**高知県（次田）** 結局、待っていると期限ギリギリに今度は逆にドサッと書類が来てしまえば、こちらの仕事が回らなくなるので、それを避ける意味でも、各所管課には「こちらから積極的に動かないとお宅が一番辛い思いするから、法人の方に積極的に働き掛けてください」とお願いをしています。

**出井** 山形県の事務局がそうした動きをしているのかどうか分かりません。審議会にはそこまでの報告は上がってこないからです。審議会に上がるのは、申請があつて諮問するまでに整理がついた法人ですから、私たち審議会委員が呼び掛けるわけにもいかない。このままの状態が続くと、申請期限が近づく中で今後の事務処理が滞ることにもなりかねません。審議会の開催数を増やしてくれと言われても、それは物理的に無理という感じですね。

## 所管課担当者に審議会を見学してもらうことで 移行をスムーズに

**高知県（次田）** 先ほどお話があったように、審議会の場合に法人が直接来て話すわけではなく、あくまでも所管課の職員が申請法人の代わりに委員に説明する形式なので、所管課の方が十分に法人の活動を把握しておかないと、なかなか審議がスムーズに進まないわけです。そのために、所管課の担当者が事前に審議会に一度出てきてもらって、委員と他の所管課職員とのやり取り等を見聞して、どういうことを委員が特に気にするのか、どういう質問がされるのか、どこまで突っ込まれるかというようなことをまず知っていただく。次に審議の様子を知った職員が法人と事前に接触して、自分の課が審議会でも説明できるように法人の情報をできる限り収集し、そのうえで審議会に臨むことを各所管課には諮問の前にやってもらっています。そうすることで審議会をスムーズ進行させることができるし、委員の質問に対しても担当課職員が十分説明できるようになります。

### まずは所管課に相談を!!

**出井** これから申請される法人に対する要望がもしあればお聞かせください。

**橋本** 本当に所管課が懇切丁寧に指導してくださっていますので、これから申請する法人は早めに所管課に相談していただいて、まずは申請書類を作成することだと思います。ある程度の文章力があれば、それほど難しくないとは思いますが、書いてみなければ何事も進みません。確かに書類も膨大ですし、作業量が多いことには抵抗を感じるでしょうが、そこを乗り越える努力をしてほしいですね。

**出井** 私も論文を書くときには、最初の1行目に何を書くかという点が結構しんどい。書

き始めればいろいろ湧き出てくるのですが、出だしの1行目を書くことがある意味で苦勞することは私も経験しております。気合いを入れてと言うか、そういう点では申請書類の作成も同じかなと……。

**橋本** 私は、法人に対する県の対応は非常に親切だと思っています。ですから、法人の方は、県の担当者によく相談することが肝要です。これをお勧めしたい。

**出井** 私も山形県の担当業務の方には頭が下がる思いです。最初から膨大な量の申請書類を読み込み、理解することは大変な作業です。

**橋本** 実際、経理能力とか会計能力が高い法人もあるでしょうが、公益法人会計や新制度をいまだによく理解していない方も少なくないと思います。何とか申請書類を出すところまでは指導を受けながらしてはみたけれど、それをもって本当に公益法人として会計能力を高めていけるかということが今後の課題ですね。

**出井** 事務局職員が少人数の法人には専従者がいない。山形県ではこういうケースがありました。ある法人の理事長がお亡くなりになったが、生前、その理事長が個人財産を法人の運営に充当したり、逆に法人の財産を個人的に流用していた。中小企業の経営ではよくある話であろうかと思いますが、要するに個人資産をやり繰りして運営してきたがご遺族は全然知りませんでしたし、法人の事務局も事情がよく分かっていなくて、出された資料に辻褄の合わない箇所が判明した。遺産相続を含めて何とか処理するのはいいのですが、資産処分や遺産相続などにはこちらが関与することはできません。ただ、個人的に流用した資産の穴埋めについて、ご遺族側が何年掛かっても返済しますというのでしたら、それはそれで結構だけれども、それならばここで一区切りつけて、公益認定を出発点にする措

置を採ってほしいと要請することにしました。そのまま解決されずに残っていると、それが後々問題となる恐れがありますから。このような案件は初めてでしたが、これまで審議をしてきて、そういう想定外の案件が次第に増え始めてくるような気がします。結局、審議に時間が掛かるという状況です。

## 会計が基本中の基本

**橋本** 今まで単式簿記で経理していた法人も、移行申請を契機に複式簿記に切り替えないといけないということを認識していただける機会にもなった。今後はそういう法人内部の管理に繋がるようなことが重要であると思います。

**高知県（次田）** 新制度がスタートした当初は、各法人の個別相談を法務課の職員が担当していました。その中で、最低でも初めに会計書類を持ってきていただかないと相談にも乗れないし、アドバイスもできないからと申し上げたところ、「そもそもない」とか「こんなものですが」というのが多々ありました。そこからきちんと整理しないと申請書類も全く作れないと話をするなど、会計のところをきちっとするために1年、2年掛けた結果、申請が遅れるという法人がかなりあるのです。

一方で、結局その会計書類を作れないから解散しますと——。そんな有様で、トップが高齢だったり、事務局体制が弱かったりして、一般法人に移行しても会計書類をきちっと作れないから財産も寄附するなりして解散するという法人が50件ほどあります。会計処理についてかなりの法人が悩みを持たれていて、要は時間を掛けて会計処理をきちっとしますということで移行する法人と、どうしてもできないから解散しますというのが相当出て、申請が遅れている。多くの未申請の法人が残っているのも、そこが大きな原因だと思い

ますね。会計処理ができないことには、どうにも申請書類の作りようがありません。新制度においては、そこが基本中の基本です。

**出井** 私たちが予想しないような案件が今後は出てきそうですね。今までの段階ではそれなりに一応いろんな議論あるいは論点があったにしても、ある程度はつきりさせていけばよかったのですが、残っている未申請法人の実態が不明なので、先ほどお話ししたような例が増える可能性があります。もともと解散するしか対応できない法人は別に申請しなくてもいい。それは期限切れまで今の状態でいく覚悟をしていると思います。ですから、最終的に申請状況がどうなるか、私も実のところよく分からない。来年度ないしは今年度に、一般法人へ移行申請する割合が大きくなりそうだという理由については、何かあるのでしょうか。

## 定期提出書類がネックとなって 公益認定を諦める法人が多い

**高知県（次田）** 調査結果の数字があります。平成24年度と25年度の予定申請件数ですが、7月末現在で24年度中の申請予定法人はすでに移行済みを含めて157件、このうち一般法人への移行を方針としている法人が100件となっています。

もともと高知県の特例民法法人は、非常に零細な法人がほとんどです。事務局も専従職員が全然いなかったり、いても1人くらいです。そういう法人が新制度を知る中で、公益法人に移行するとなると大変な重荷を背負い込むことになるでしょう。

例えば、定期提出書類を毎年作成しなければならないわけで、これが浸透し過ぎたのか、事業的には公益法人に移行できる法人でも、毎年作成する書類の提出期限は厳しいですよ。事業計画書は年度の始まる前に提出しな



なければならない。期限を越えると、場合によっては罰則もある。事業報告書も3ヵ月以内にきちっと行政庁に出さないと罰則もあるという、非常に厳しい規定の下、提出を義務づけられた書類を整理できない理由もあって、公益法人に移行できる法人であっても一般法人に移行する予定の法人が多い。結果としていまだ申請が遅れている特例民法法人は、いわゆる移行期限ぎりぎりまで待って、この間少しでも税法上の優遇措置を受けられるならば受けて、最終的には一般法人への移行を申請する。今年度以降申請してくる法人は、一

般認可が多いということですね。

**出井** そういう理由と背景があるのですね。

**高知県（次田）** 比較的事務局体制もきちんと整っていて、それなりに書類作成もできる法人は、もう去年のうちに申請を出して、公益法人に移行しています。残っている法人は、そもそも書類を作るのが難儀なので遅れている。実際、今後のことを考えると、公益法人に移行するほどの書類はとて

じゃないが作れない。それで一般認可の申請をすることになるのですね。

**橋本** 法人にその意識があるかどうかは分かりませんが、公益法人に移行するのだったら早めに公益認定の申請をする方が有利だし、一般法人に移行するのだったら遅めの方が有利になるからということで、後半に向けては一般認可の申請が多くなる可能性はあるのでしょうかね。

**出井** 確かに新制度を最大限利用するわけですね。長時間、有意義なお話を拝聴させていただき有り難うございました。（敬称略）

\*

\*

\*